

# 身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 サンワ女池  
せせらぎ女池

当社（施設・事業所等）は、利用者の尊厳と人権を守るための支援が求められる介護福祉サービス事業者として、身体拘束の適正化を図るため、本指針を定める。

## （身体拘束等の適正化に関する基本的考え方）

第1条 身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

ショートステイせせらぎ女池、デイサービスせせらぎ女池、ケアプランせせらぎ女池（以下、当事業所という）では利用者の人権を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護サービスの実施に努める。

- （1） 介護保険指定基準 身体拘束禁止規定（運営基準） 「サービスの提供にあたっては利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他に利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」
  
- （2） 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為
  - ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
  - ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
  - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
  - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
  - ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
  - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
  - ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
  - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
  - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
  - ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## (身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条 当事業所では身体拘束等の適正化のための対策を検討するため虐待・拘束部会を設置する。

### (1) 目的

- ① 各事業所における身体拘束等の現状把握および改善についての検討
- ② 発生した身体拘束の状況、手続き、方法などについて検討し、適正に行われているか確認する
- ③ 部会にて報告された事例を収集し分析をする。分析にあたっては発生の原因と結果を取りまとめ、当該事例の適正化と適正化策を検討する
- ④ 報告された事例および分析結果を職員に周知徹底する
- ⑤ 適正化策を講じた後にその効果について評価する
- ⑥ 身体拘束適正化のための研修を実施する

### (2) 部会の構成、各職種の責務と役割

- (施設長) ・虐待・拘束部会の総括責任者
  - ・医療行為（治療、内服調整など）の責任者
  - ・総括的な見地からの利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント
- (管理者) ・事業所内における身体拘束の実態確認
  - ・利用者の尊厳、身体拘束適正化のための指導
- (看護職員) ・看護面の責任者
  - ・医師との連携 ・施設における医療行為の範囲の整備
  - ・利用者の状態観察 ・記録
- (介護職員) ・利用者の尊厳、身体拘束がもたらす弊害を正確に理解する
  - ・利用者の疾病、障害による行動特性の理解
  - ・利用者とのコミュニケーションを十分にとる
  - ・記録
- (リハビリ職員) ・機能面からの専門的指導、助言
  - ・利用者の状態観察
  - ・記録
- (管理栄養士) ・利用者の状態に応じた食事の工夫
  - ・記録
- (生活相談員) ・家族と調整し意向に沿ったケアの確立
  - ・同意書等の記録整備および保管管理者
- (介護支援専門員) ・利用者居宅やサービス事業所利用中の身体拘束の実態把握
  - ・利用者の尊厳、身体拘束がもたらす弊害を正確に理解する
  - ・利用者の疾病、障害による行動特性の理解

- ・利用者および家族とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録
- (虐待・拘束部長) ・部会の責任者
- ・委員会の開催

\* 検討内容や必要とする専門性を勘案し、上記職種から部会への出席を求めることとする

(3) 部会の開催 年4回開催する。ただし必要に応じて随時の開催とする。

#### **(身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針)**

第3条 当事業所では、支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

#### 〈変更・廃止手続き〉

本指針の変更および廃止は、虐待・拘束部会の決議により行う。

#### 〈附 則 〉

本指針は、2024年3月31日から適用する